

埼玉県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A

令和8年6月23日現在

番号	分類	質問	回答
1	対象事業所等について	補助金の対象事業所等を教えてください	対象は、令和8年2月1日時点で指定等を受けており、かつ、交付要綱別添1に記載されている介護サービス等を提供する埼玉県内(政令市、中核市含む)の事業所・施設(以下「介護事業所等」とする。)となります。
2	対象事業所等について	公設民営の指定管理施設も対象となるか。	公設民営を含む公立の介護事業所等も対象となります。
3	対象事業所等について	休止中の介護事業所等は補助対象に含まれるか	令和8年2月1日時点で休止中の介護事業所等であっても、申請時点で再開している場合は対象です。
4	対象事業所等について	今後開設する介護事業所等は補助対象に含まれる	令和8年2月1日時点で開設、運営していない場合は対象外です。
5	対象事業所等について	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する介護事業所等は対象に含まれるか	補助対象に含まれません。
6	対象事業所等について	医療みなし指定の介護事業所等は補助対象に含まれるか	令和7年9月以降に介護サービスの提供実績がある場合は、補助対象に含まれます。 申請を行う場合は交付申請書類と併せて誓約書を提出してください。
7	対象事業所等について	基準該当サービス事業所は補助対象に含まれるか	補助対象に含まれます。
8	対象事業所等について	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか	算定に含まれません。
9	対象事業所等について	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
10	対象事業所等について	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定されるか	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については補助対象となりません。なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることはありません。
11	対象事業所等について	例えば、同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるか	それぞれが補助対象となります。
12	対象事業所等について	特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム・軽費老人ホームのサービス種別はどちらを選択するのか。	養護老人ホーム・軽費老人ホームを選択してください。 (基準単価は「6千円 × 定員」となります。)
13	対象事業所等について	同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。	補助金を受けることができるのは1回限りです。
14	事業所規模について	通所介護及び訪問介護の事業所規模はどのように判断したらよいですか。	交付要綱別添1の※1に記載のとおり、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断してください。なお、介護サービス提供実績の規模と異なる申請の場合、根拠資料の提出を求め場合がありますので、御了承ください。

埼玉県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A

令和8年6月23日現在

番号	分類	質問	回答
15	事業所規模について	令和7年10月以降に指定を受けた訪問介護及び通所介護の事業所規模はどのように判断すればよいか。	指定を受けた月から交付申請を行った月までの平均により判断してください。 また、この場合は交付申請書類と併せて誓約書をご提出ください。
16	対象経費について	いつから発生した経費が対象となるか。過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。 ※令和8年6月23日更新	補助対象期間(令和8年5月1日～令和8年8月31日)中に購入した備品等が対象となります。 期間外に購入した備品等は対象になりません。
17	対象経費について	補助対象期間中に、購入した備品等の納品から支払いまで完了している必要があるか。 ※令和8年6月23日更新	納品・支払まで完了していることが原則ですが、万が一、期間中に納品が完了したものの、支払いが期間外になってしまった場合、実績報告日(期限:令和8年8月末予定)時点で支払金額が確定している必要があります。 その場合、支払いを速やかに行っていたかとともに、購入したことが分かる書類(納品書、領収書等)について、求めがあった場合には速やかに提出してください。 なお、支払いが遅れた理由について、確認する場合があります。
18	対象経費について	例えば、単価30万円以上などの財産処分制限の対象となる備品等の購入は対象となるか。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が財産処分制限の対象となる備品等は補助対象外と考えます。また、複数の物品等を組み合わせると補助単価を超える場合は、補助単価を上限とした補助となります。
19	対象経費について	例で記載されていない備品は補助対象外か。	例示のため、補助金の目的に即したものであれば対象となります。 ただし、本補助金は、備品等の購入に係る費用を補助対象としているため、研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象外となります。 また、購入した備品・物品の用途等について、県から求めがあった場合に速やかに説明できるよう、整理をお願いします。
20	対象経費について	交付要綱第6条(2)「介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用」に関して、ローリングストック用の消耗品等を用意するための初期費用は対象となるか。	補助対象となります。
21	対象経費について	交付要綱第6条(2)「介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用」に関して、ローリングストック用の消耗品等の備蓄物資を平時に使用した分の補充も対象となるか。	平時に使用した消耗品等の補充は、日々の運営費の中で購入するものであるため、補助対象外となります。
22	申請方法について	郵送での申請は可能か。	原則オンライン(申請フォーム)でご申請ください。 やむを得ない理由でオンラインによる申請が困難な方は、事務局へご相談ください。
23	申請方法について	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	原則は法人単位ですが、会計処理上の理由などがあれば、事業所単位や拠点単位での申請も可能です。
24	申請方法について	食材料費等の他の補助金と一括で申請することは可能か。	それぞれ別の補助金となりますので、申請は別々に行ってください。
25	提出書類について	申請書類は何か必要か。	申請書類は、原則、以下の3つです。 ・(様式1)申請書 ・(様式2)事業所・施設別申請額一覧 ・(様式3)事業所・施設別個票 ただし、医療みなし指定事業所と令和7年10月以降に指定等を受けた訪問介護・通所介護は以下の書類もご提出ください。 ・(別紙)誓約書 ※申請書Excel内に4つとも含まれています。
26	提出書類について	申請額の根拠書類(見積書等)の提出は必要か。	申請額の根拠書類(見積書等)については、県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切な保管してください。
27	申請後の手続き等について	交付決定通知の送付はいつ頃か。 ※令和8年6月23日更新	交付決定時期について、6月中旬に現在の県予算額の範囲内((様式1)申請書に記載の「申請額」の約65%)で交付決定を行い、国から県への追加交付額に係る手続き完了後(7月中旬)、変更交付決定を行います。

埼玉県介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A

令和8年6月23日現在

番号	分類	質問	回答
28	申請後の手続き等について	交付決定額が交付申請額満額ではなかったため、対象経費を変更したいのですが、どのような手続きとなりますか。	軽微な変更であれば、変更承認の手続きは不要ですが、軽微な変更該当するかどうかは事務局に相談ください。
29	申請後の手続き等について	補助金が振り込まれる時期はいつ頃か。 ※令和8年6月23日更新	補助金の支払は実績報告書の提出後になります。 実績報告書の審査終了後、令和8年9月下旬から順次支給予定です。実績報告書の審査完了までに時間を要した場合は支給が遅くなる場合があります。 振込日を確認したい場合は、埼玉県高齢者福祉課(048-830-3254)へお問合せください。
30	申請後の手続き等について	複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。	1つの申請で指定できる入金口座は1口座のみです。 口座を分ける必要がある場合は、申請も別々に行ってください。